

令和8年度

一般廃棄物処理実施計画

混ぜればごみ・分ければ資源

令和8年4月

宮崎県串間市

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び、同施行規則第1条の3の規定、並びに串間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、単年度の実施計画をここに定める。

2. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) ごみは、生活系ごみと事業系ごみに区分し、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の4分類に区分する。区分されたごみは、ごみ辞典に基づき適正に分別を行い、それぞれごみの排出抑制に努めるものとする。

2) 生活系ごみ

① 生活系ごみの内「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については市指定のごみ袋に入れ、収集カレンダーに基づき、居住地域の決められた場所（以下「ごみステーション」という。）に決められた日・時間に出すものとする。

なお、市指定の袋に入らない大きさの物は「粗大ごみ」として同様に出すものとする。

② 生活系ごみの内「資源ごみ」について、「プラスチック類」は市販されている無色透明の袋に入れ、収集カレンダーに基づき、ごみステーションに決められた日・時間に出し、「その他の資源ごみ」についてはごみステーションの資源保管庫に収集カレンダーにより決められた日に出すものとする。

なお、資源ごみの分別を徹底するため各地区に、「ごみ減量化推進員」を配置し、その指導を行うこととする。

③ ごみステーションに排出された生活系ごみについては、市が委託した業者が収集運搬する。

④ ごみステーションの設置については、基本的に各自治会長等が申請をし、市が了承する。また、ごみステーションの維持管理については申請者が行う。

⑤ ごみステーションの設置申請について、申請者が自治会以外の集合住宅等からの場合、自治会長と協議又は自治会長へ報告するものとする。

3) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、事業所自らの責任で処理を行なうことを原則とする。なお、市が許可した一般廃棄物処理業者に委託処理することも可能とする。

4) 日南市クリーンセンターへのごみの直接搬入

① 生活系ごみ・事業系ごみ並びに可燃性粗大ごみ、資源ごみについては、4月1日から12月30日まで及び1月4日から3月31日までについて「日南市クリーンセンター」へ直接搬入を行うことができる。

② 「燃やせないごみ」及び「不燃性粗大ごみ」については、搬入禁止物とする。

③ ごみの受入時間は、午前9時から11時30分まで。午後は1時から4時45分までとする。

- 5) 黒潮環境センターへのごみの直接搬入
- ① 生活系・事業系ごみの「燃やせないごみ」、「不燃性粗大ごみ」及び「資源ごみ（缶、びん、ペットボトル）」については、4月1日から12月30日まで及び1月4日から3月31日までのうち、月曜日から金曜日まで及び第2・第4日曜日（祝日を除く）に「黒潮環境センター」への直接搬入を行うことができる。
 - ② 「燃やせるごみ」及び「可燃性粗大ごみ」については、搬入禁止物とする。
 - ③ ごみの受入時間は、午前8時45分から11時30分まで。午後は1時から4時30分までとする。
- 6) 旧串間市じん芥処理場での集団回収
- ① 生活系ごみのうち「燃やせるごみ」及び「資源ごみ」については、毎週日曜日を回収日と定め、「旧串間市じん芥処理場」にて排出することができるものとする。
 - ② 「燃やせるごみ」については、市指定のごみ袋に入れ、排出するものとする。
 - ③ 「燃やせないごみ」、「可燃性粗大ごみ」及び「不燃性粗大ごみ」については、搬入禁止物とする。
 - ④ ごみの受入時間は、午前9時から11時30分まで。午後は1時から3時までとする。
- 7) ボランティア活動で地域環境美化に寄与する活動については、無償にてごみ袋を交付する。
- 8) ごみ袋については、串間市衛生自治会に販売を委託する。
- 9) 「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」について、ごみ袋に入っていない場合は回収しない。
- 10) 「燃やせるごみ」及び「可燃性粗大ごみ」を施設に直接搬入する場合は有償により受け入れする。
- 11) し尿の収集については、別添許可業者により回収するものとする。
- 12) 令和8年度より資源ごみのうち、「雑誌」を「雑誌・雑紙」とする。また、令和8年度について、「廃食用油」の試験的収集を、旧串間市じん芥処理場にて毎週日曜日に実施する。

4. 収集箇所

単位：箇所

	可燃ごみ プラスチック類	不燃ごみ	資源ごみ 粗大ごみ
福島地区	251	151	68
北方地区	75	23	17
大東地区	97	59	41
本城地区	71	32	24
都井地区	46	19	12
市木地区	57	31	17
計	591	315	179

5. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(ごみ)

単位：t

		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	計
生活系 ごみ	収集ごみ	2,307	146	188	2,641
	直接搬入 ごみ	165	95	37	297
事業系ごみ		2,333	28	631	2,992
計		4,805	269	856	5,930

(し尿・浄化槽汚泥)

単位：kℓ

し尿	浄化槽汚泥	農集排汚泥	漁集排汚泥	合計
1,205	8,252	198	14	9,669

6. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

- 1) ごみ処理の有料化を行い、ごみの減量化を推進する。
- 2) 資源ごみの分別収集を実施する。
- 3) 生ごみの堆肥化を推進するため、地中式生ごみ処理器の助成を実施する。なお、

事業系生ごみの一部については、エコクリーンセンターで製造している「エコ肥料」の材料に利用し、肥料化を推進する。

- 4) 定期的に市内を巡視し、不法投棄ごみの抑制、防止に努める。
- 5) 地域環境美化推進のため、ごみ集積箱設置及び資源保管庫の設置に対する助成を行なう。
- 6) ごみの出し方・分別方法等を広報紙や市ホームページを通じて、市民へ啓発を行う。
- 7) ごみ減量化を推進するため、食品ロスを抑制するための啓発を行う。

7. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

		分別区分	収集運搬	収集回数	搬入先	
家庭系ごみ	可燃ごみ	一般ごみ	収集（委託業者）	週2回	日南市クリーンセンター （日南市）	
			自己搬入	毎日		
		粗大ごみ	収集（委託業者）	週1回	旧串間市じん荼処理場	
			自己搬入	毎日		
	不燃ごみ	一般ごみ	収集（委託業者）	月1回又は2回	黒潮環境センター（日南串 間広域不燃物処理組合）	
			自己搬入	月～金、第二・第四日曜		
		粗大ごみ	収集（委託業者）	月1回		
			自己搬入	月～金、第二・第四日曜		
	資源ごみ	プラスチック類	収集（委託業者）	週1回	日南市クリーンセンター （日南市）	
			自己搬入	毎日		
			缶類・ペット類・ ビン類・乾電池	収集（委託業者）	週1回	旧串間市じん荼処理場
				自己搬入	毎日	
		新聞・チラシ・ 雑誌雑紙・段ボール・ 牛乳パック・古布		収集（委託業者）	月1回	（民間業者引き渡し）
				自己搬入	毎日	
廃食用油		収集（委託業者）	月1回	日南市クリーンセンター （日南市）		
		自己搬入	月～金、第二・第四日曜			
事業系ごみ	可燃ごみ	一般ごみ	収集運搬許可業者 か直接搬入	毎日	日南市クリーンセンター （日南市）	
		粗大ごみ	収集運搬許可業者 か直接搬入	毎日		
	不燃ごみ	一般ごみ	収集運搬許可業者	月・火・木・金	黒潮環境センター（日南串 間広域不燃物処理組合）	
			直接搬入	月～金、第二・第四日曜		
		粗大ごみ	収集運搬許可業者	月・火・木・金		
			直接搬入	月～金、第二・第四日曜		
	資源ごみ	生ごみ（一部事業 所）	収集（委託業者）	週1～5回	串間エコクリーンセンタ ー	
		缶類・ペット類・ ビン類・乾電池	収集運搬許可業者 か直接搬入	月～金、第二・第四日曜	黒潮環境センター（日南串 間広域不燃物処理組合）	
		新聞・チラシ・ 雑誌雑紙・段ボール・牛乳 パック・古布	収集運搬許可業者 か直接搬入	毎日	日南市クリーンセンター （日南市）	

8. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1) 市内で発生した一般廃棄物については、次の施設で処理する。

- | | | |
|-------------------------|--------|---------------------------|
| ①日南市クリーンセンター | —————▶ | 燃やせるごみの焼却
資源ごみのストック |
| ②黒潮環境センター | —————▶ | 燃やせないごみ・資源ごみ
の中間処理 |
| ③有限会社そおりサイクルセンター | —————▶ | 資源ごみのうちプラスチック
類の中間処理 |
| ④黒潮環境センター
一般廃棄物最終処分場 | —————▶ | 焼却灰、中間処理後不燃性残渣
の最終埋め立て |
| ⑤串間エコクリーンセンター | —————▶ | し尿及び浄化槽汚泥処理
事業系生ごみ処理 |

2) 各施設の円滑な運転管理を図るため、定期的な整備に努める。

9. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1) 一般廃棄物処理許可業者は別紙①のとおりとする。

2) ごみ、し尿・浄化槽汚泥のそれぞれの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、能力が不足する場合は、この限りでない。

3) 一般廃棄物収集運搬車両について

①委託におけるごみ収集車両は別紙②のとおりとする。
尚、許可におけるごみ収集車両は、許可業者の車両とする。

②し尿・収集運搬は許可業者の車両とする。

5) 一般廃棄物処理に関し、この定めがない事項については、別紙③串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び別紙④串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の定めによる。

別紙

- ① 串間市一般廃棄物処理業等許可一覧
- ② ごみ収集車両一覧
- ③ 串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ④ 串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

串間市一般廃棄物処理業等許可一覧

市民協働課 令和8年4月1日現在

区分	許可番号	許可証交付先	代表者名	電話番号	初年度登録年月日	許可日	次回更新年月日 (許可期限日)	
ごみ収集運搬	指令 200001	株式会社 保全 宮崎市大字本郷北方2269番地1	代表取締役 山下重美 串間支店長 池田範文	串間支店 72-7707	平成12年10月26日	令和6年10月26日	令和8年10月25日	事業系ごみ、生活系ごみ(市が収集しないもの) 災害等によるもの
	指令 199001	南郷清掃株式会社 日南市南郷町大字津屋野2162番地2	代表取締役 宮川奈保美	64-4118	平成2年12月20日	令和7年12月24日	令和9年12月23日	事業系ごみ、生活系ごみ(市が収集しないもの)
	指令 230701	有嶋建設 株式会社 串間市大字北方7130番地	代表取締役 有嶋由紀夫	72-4700	平成19年4月12日	令和7年4月12日	令和9年4月11日	家屋解体に伴う廃棄物 災害等の一般廃棄物
	指令 200401	株式会社 ニンコー 福岡市中央区渡辺通二丁目9番22号 西鉄渡辺通ビル7階	代表取締役 園田 利美 津	宮崎営業所 0985- 28-1675	平成16年12月1日	令和6年12月1日	令和8年11月30日	九州電力施設から出る草木等
	指令 200501	株式会社 南部環境クリーンセンター 串間市大字本城10984番地3	代表取締役 榎田昭彦	72-4511	平成17年10月10日	令和7年11月1日	令和9年10月31日	家屋解体に伴う廃棄物、生活系ごみ (市が収集しないもの)、家電4品目
	指令 201401	有限会社 香妻運送 北諸県郡三股町大字柳山3618番地7	代表取締役 香妻久美子	0986- 51-3272	平成26年6月25日	令和6年6月25日	令和8年6月24日	斃死魚
	指令 201701	株式会社 ワンミールR i K i 郡城市牟田町26街区8号	代表 力丸 勇気	0986- 24-5169	平成29年3月8日	令和7年3月8日	令和9年3月7日	(有)スーパーほりぐちから出る魚 肉類残渣
	指令 201801	株式会社 丸山喜之助商店 日置市伊集院町大田3145番地	代表 丸山 明紀	099- 273-2501	平成30年7月10日	令和6年7月10日	令和8年7月9日	串間市役所敷地内の事業系一般廃棄物 (プラスチック製容器包装)
	指令 202301	有限会社 西部衛生公社 串間市大字南方2535番他30	代表取締役 柳田邦生	72-2074	令和5年12月12日	令和7年12月12日	令和9年12月11日	生活系一般廃棄物(一時的多量ごみ)
	指令 202401	株式会社 北川設備 串間市大字北方342番地	代表取締役 北川魁人	72-4733	令和6年3月29日	令和8年3月29日	令和10年3月28日	事業系・生活系・災害系一般廃棄物 (一時的多量ごみ)
処分	指令 200401	株式会社ニンコー 福岡市中央区渡辺通二丁目9番22号 西鉄渡辺通ビル7階	代表取締役 園田 利美 津	宮崎営業所 0985- 28-1675	平成16年12月1日	令和6年12月1日	令和8年11月30日	九州電力施設から出る草木等
	指令 200501	株式会社 南部環境クリーンセンター 串間市大字西方4172番地3	代表取締役 榎田昭彦	72-4511	平成17年10月10日	令和7年11月1日	令和9年10月31日	大型木材等の破砕・処分
	指令 230701	有嶋建設 株式会社 串間市大字北方7130番地	代表取締役 有嶋由紀夫	72-4700	平成22年10月6日	令和7年4月12日	令和9年4月11日	大型木材等の破砕・処分
し尿収集運搬・浄化槽清掃	指令 195401	有限会社 串間衛生社 串間市大字串間1499番地	代表取締役 佐藤春満	72-0541	昭和29年10月	令和7年12月1日	令和9年11月30日	一般廃棄物処理業(し尿)許可 市木地区以外
	昭和58年				浄化槽清掃業許可			
	指令 198301	有限会社 西部衛生公社 串間市大字南方2535番他30	代表取締役 柳田邦生	72-2074	昭和50年4月	令和7年12月1日	令和9年11月30日	一般廃棄物処理業(し尿)許可 都井地区以外
	昭和58年				浄化槽清掃業許可			
	指令 195701	有限会社 朝日南清掃公社 日南市大字殿所2010番地15	代表取締役 藤崎 敬	23-3447	昭和32年4月	令和7年12月9日	令和9年12月8日	一般廃棄物処理業(し尿)許可 夫婦浦地区のみ
	昭和58年				浄化槽清掃業許可			

公用車一覧表

【市民協働課】 令和8年4月1日現在

番号	購入年月日	車種	年式	車名	登録番号	備考	車検期日	予算科目	車種別	用途	車両総重量
1	平成28年3月17日	3t塵芥車1号車	平成28年	いすゞ	宮崎800す2428	可燃・不燃・プラ収集車輛	R8.3.14	塵芥(經常)	普通	特種	7975kg
2	平成29年2月27日	3t塵芥車2号車	平成29年	三菱	宮崎800す2962	可燃・不燃・プラ収集車輛	R8.2.28	塵芥(經常)	普通	特種	7965kg
3	令和2年3月11日	3t塵芥車3号車	令和2年	三菱	宮崎800す4568	可燃・不燃・プラ収集車輛	R8.3.20	塵芥(經常)	普通	特殊	7995kg
4	平成30年12月17日	3t塵芥車4号車	平成30年	いすゞ	宮崎800す3952	可燃・不燃・プラ収集車輛	R7.12.16	塵芥(經常)	普通	特種	7445kg
5	令和2年3月24日	3t塵芥車5号車	令和2年	三菱	宮崎800す4602	可燃・不燃・プラ収集車輛	R7.4.6	塵芥(經常)	普通	特殊	7995kg
6	平成30年2月20日	3t塵芥車6号車	平成30年	日野	宮崎800す3444	可燃・不燃・プラ収集車輛	R8.2.7	塵芥(經常)	普通	特種	7485kg
7	令和4年3月14日	3t塵芥車7号車	令和4年	三菱	宮崎800す5629	可燃・不燃・プラ収集車輛	R8.3.13	塵芥(經常)	普通	特種	7955kg
8	令和7年3月17日	2tキャブオーバー	令和7年	三菱	宮崎400つ5611	リサイクル回収車輛(ペットボトル)	R9.3.16	塵芥(經常)	小型	貨物	2680kg
9	令和6年3月27日	2tキャブオーバー	令和6年	日野	宮崎400つ4108	リサイクル回収車輛(生ごみ)	R8.3.26	塵芥(經常)	小型	貨物	5045kg
10	令和7年2月26日	2tキャブオーバー	令和7年	三菱	宮崎400つ5506	リサイクル回収車輛(缶)	R9.2.25	塵芥(經常)	小型	貨物	2660kg
11	令和5年3月27日	2tキャブオーバー	令和5年	いすゞ	宮崎400つ2310	リサイクル回収車輛(ビン)	R8.3.26	塵芥(經常)	小型	貨物	4955kg
12	令和8年2月20日	2tキャブオーバー	令和8年	三菱	宮崎400つ7326	リサイクル回収車輛	R9.10.26	塵芥(經常)	小型	貨物	5095kg
13	令和4年1月20日	2tダンプ	令和4年	三菱	宮崎400つ56	リサイクル回収車輛(ビン)	R8.1.19	塵芥(經常)	小型	貨物	5075kg

別紙③

○串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成9年9月29日串間市条例第34号

改正

平成11年12月22日条例第29号

平成19年3月28日条例第12号

平成24年12月25日条例第32号

平成26年3月24日条例第4号

平成27年9月25日条例第38号

平成31年3月26日条例第4号

平成31年3月26日条例第7号

串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

串間市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年串間市条例第22号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理（第7条—第14条）

第2節 削除

第3章 手数料等（第16条・第17条）

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等（第18条）

第5章 雑則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び資源化を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されずに不要となっている物若しくは廃棄物を再び使用し又は活用することをいう。
- (3) 生活系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（ごみに限る。）をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物（ごみに限る。）をいう。
- (5) 資源ごみ 市が資源化を目的とする廃棄物をいう。
- (6) 粗大ごみ 市が指定するごみ排出容器に入らない大きさの廃棄物をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、廃棄物を適正に処理するため、分別収集、再生品の使用の推進等の施策を通じて一般廃棄物の減量化を推進しなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の

改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 3 市は、一般廃棄物の減量化及び適正処理に関して、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その自主的な活動を促進するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

第2章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市による一般廃棄物の処理)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活系廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）並びに事業系一般廃棄物の処理を行わなければならない。

(技術管理者の資格)

第8条の2 前条の処理を行うために市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる法第21条第1項に規定する技術管理者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 次に掲げる者
 - ア 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。ウにおいて同

- じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。ウにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ウ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- エ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。オにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- オ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- カ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- キ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ク 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(事業者等による一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物について、資源化等によりその減量に努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理又は法第7条の規定により一般廃棄物の処理ができる者にその処理を委託しなければならない。

4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条に基づく一般廃棄物処理業以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第10条 事業者等は、自ら一般廃棄物の処理を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に従い処理しなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第11条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物の運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(排出禁止物等)

第12条 市民及び事業者は、市が行う廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、その処理を行うことが著しく困難である物

(7) 処理施設の機能を損なう物

2 市の処理施設に廃棄物を持ち込もうとする者は、前項各号に掲げる物を持ち込んではない。

3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

(犬、ねこ等の死体の処理)

第13条 市民及び土地又は建物の占有者は、犬、ねこ等の死体を自ら処理することが困難なときは、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(ごみステーションの管理等)

第14条 市長は、各行政区等の代表者の申請に基づき、一般廃棄物を集積する場所（以下「ごみステーション」という。）を指定することができる。この場合、指定の申請については当該場所の土地の所有者又は管理者の承諾書を添付するものとする。

2 共同住宅を建設しようとする者は、ごみステーションの設置に関し事前に市長と協議しなければならない。

3 ごみステーションの利用者は、その利用に当たっては、一般廃棄物処理計画に従いごみを分別し、当該ごみが飛散又は流出するおそれがないように市が指定するごみ排出容器に収納し、かつ、指定された日時に排出しなければならない。

4 前項のごみ排出容器の種類、規格等については、規則で定める。

5 ごみステーションの管理者は、一般廃棄物の適切な排出及び当該ごみステーションの清潔の保持を確保するため、その利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

6 市長は、ごみステーション、排出方法等が一般廃棄物の収集に支障があるとき、又は生活環境の保全上適当でないときと認められるときは、当該ごみステーションの改善又は廃止を指示することができる。

第2節 削除

第15条 削除

第3章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める手数料の額に100分の110を乗じて得た額（その額に市指定透明ごみ袋（小）にあつては1円未満、市指定透明ごみ袋（小）以外のものにあつては10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は別表第2に定める手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第17条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減額又は免除できるものとする。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等)

第18条 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第7条第2項若しくは第7項又は浄化槽法第35条第2項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可並びに事業内容の一部変更について準用する。

3 前2項の規定により当該許可及び許可の更新並びにそれらの許可証の再交付を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を納入しなければならない。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第19条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を排出する事業者、廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

2 市長は、浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽清掃業者に対し、その管理する浄化槽の清掃又は業務に関し、必要な報告を求めることができる。

(改善勧告等)

第20条 市長は、第11条、第12条第3項に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて当該指示の内容を履行するように勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による氏名等の公表を行う場合においては、事前に当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第14条第3項及び第4項、第16条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の串間市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例による改正後の串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第18条に規定する一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成11年12月22日条例第29号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第32号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第4号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

第2条 この条例(第12条(第32条第1項の改正規定を除く。)、第13条、第15条及び第18条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月25日条例第38号)

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

第2条 この条例(第13条(第32条第1項の改正規定を除く。)、第14条、第16条及び第19条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日条例第7号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第16条関係)

一般廃棄物処理手数料(市が収集するもの)

種類	区分	単位	金額	納期
生活系廃棄物	市指定透明ごみ袋 (大)	1枚	30円	ごみ袋配布のとき。
	市指定透明ごみ袋 (小)	1枚	23円	ごみ袋配布のとき。
	市指定透明ごみ袋(特 小)	1枚	20円	ごみ袋配布のとき。

	粗大ごみ	1回	無料	
	資源ごみ	1回	無料	

別表第2（第16条関係）

一般廃棄物処理手数料（直接施設に搬入するもの）

種類	区分	単位	金額	納期
生活系廃棄物	燃やせるごみ	10キログラム （10キログラム未満の端数は、切り上げる。）	30円	搬入時
事業系一般廃棄物	燃やせるごみ	10キログラム （10キログラム未満の端数は、切り上げる。）	40円	搬入時

別表第3（第18条関係）

一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業手数料

種類	単位	金額	納期
許可	1件	3,000円	申請のとき
許可証再交付	1件	1,000円	申請のとき
従業員鑑札交付	1件	300円	申請のとき
従業員鑑札再交付	1件	300円	申請のとき

別紙④

○串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成9年9月29日串間市規則第30号

改正

平成12年3月7日規則第4号

平成13年3月29日規則第4号

平成13年8月28日規則第23号

平成17年4月27日規則第41号

平成19年3月30日規則第26号

平成25年11月19日規則第24号

平成27年9月25日規則第34号

串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

串間市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和61年串間市規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成9年串間市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

2 この規則において、一般廃棄物処理業等とは、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業をいう。

（市による事業系一般廃棄物の処理基準）

第3条 事業系一般廃棄物の受入れについては、次の基準による。

（1）市の区域内で発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないこと。

ア 動物のふん尿

イ 動物の死体

ウ 特別管理一般廃棄物

エ 有害性物質を含む物

オ 危険性のある物

カ 引火性のある物

キ 爆発性のある物

- ク 液状の物
- ケ 建設廃材
- コ 医療系廃棄物
- サ 公害等のおそれがある物
- シ 焼却施設の焼却に適さない物
- ス 日南串間広域不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場が受け入れを禁止している物
- セ アからスまでに掲げるもののほか、その処理を行うことが著しく困難である物

(2) 市長が別に定める施設の運転、管理に関する事項に適合していること。

2 事業系一般廃棄物の収集、運搬については、次の基準による。

(1) 市の区域内で発生した事業系一般廃棄物であつて、次に掲げる要件を満たす物

ア 前条第1項第1号及び第2号に規定する処理の基準に適合していること。

イ 条例第14条第3項及び規則第6条により、市が指定するごみ排出容器に収納して排出した物

ウ 市が指定したごみステーションに排出した物

(2) その排出する事業系一般廃棄物の量が、1月平均200キログラム未満であること。

(多量の事業系一般廃棄物排出事業者)

第4条 条例第11条に規定する規則で定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者とは、1月平均200キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者をいう。

(ごみステーションの設置申請及び指定等)

第5条 条例第14条第1項の規定による申請は、ごみステーション設置申請書(別記様式第1号)によるものとする。

2 市長は、前項の申請がされた場合、次の各号に適合している場合について、ごみステーションの指定をすることができる。

(1) 市の一般廃棄物の収集、運搬業務に支障がないと認められる場合

(2) その他当該ごみステーションを設置することで、市民の生活等に支障が及ばないと認められる場合

(ごみ排出容器の種類、規格等)

第6条 条例第14条第4項に規定する規則で定めるごみ排出容器の種類、規格等は、別表のとおりとする。

(一時多量ごみの処理)

第7条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。）は、一時多量ごみの処理に関して、可燃ごみにあつては日南市クリーンセンターに、不燃ごみ、危険ごみにあつては日南申間広域不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場に直接搬入しなければならない。

2 前項の一時多量ごみの量は、1回の処理量が100キログラム以上とする。

第8条 削除

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第9条 条例第18条第1項に規定する許可申請は、一般廃棄物処理業にあつては一般廃棄物処理業許可申請書（別記様式第2号）に、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業許可申請書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請には、一般廃棄物処理業にあつては別記様式第4号の、浄化槽清掃業にあつては別記様式第5号の誓約書を添付するものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可の基準）

第10条 条例第18条第1項に規定する許可の基準は、一般廃棄物処理業にあつては法第7条第3項及び第6項、浄化槽清掃業にあつては浄化槽法第36条に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 申請者自ら事業を実施するものであること。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理業等の許可の更新申請について準用する。

（一般廃棄物処理業等の許可等）

第11条 市長は、条例第18条第1項の許可をしたときは、次の各号に掲げるものを交付する。

- (1) 一般廃棄物処理業許可証（別記様式第6号）又は浄化槽清掃業許可証（別記様式第7号）
- (2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業従業員鑑札証（別記様式第8号）
- (3) 一般廃棄物処理業施設検査済証又は浄化槽清掃業施設検査済証（別記様式第9号）

2 前項の規定は、第14条の一般廃棄物処理業等の許可の更新申請について準用する。

3 当該許可を受けた者は、その許可証を他の者に譲渡し、又は貸与することをしてはならない。

（許可条件）

第12条 市長は、第9条第1項の申請に係る許可には、一般廃棄物の収集又は運搬を行うことができる区域を指定し、生活環境の保全上必要な条件を付すものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可期間）

第13条 一般廃棄物処理業の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める期間とする。

2 前項の規定は、浄化槽清掃業の許可期間について準用する。

（一般廃棄物処理業等の許可の更新申請）

第14条 条例第18条第2項に規定する許可の更新申請は、一般廃棄物処理業にあつては一般廃棄物処理業許可更新申請書（別記様式第2号）に、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業許可更新申請書（別記様式第3号）によるものとする。

（一般廃棄物処理業の変更許可申請）

第15条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その事業範囲を変更するときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書（別記様式第10号）を市長に提出して、その許可（別記様式第11号）を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業等の変更届）

第16条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、法施行規則第2条の6第1項に規定する事項を変更するときは、その変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可を受けた者は、浄化槽清掃業許可申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、その変更の日から30日以内に浄化槽清掃業変更届（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（市長の許可条件等の変更）

第17条 市長は、一般廃棄物処理業等の許可に関し、市の清掃事業に支障がある場合等必要があると認めるときは、許可の期間、区域及び許可条件を変更できるものとする。

2 市長は、前項の許可の期間、区域及び許可条件を変更するときは、事前に変更の内容を書面により通知するものとする。

（一般廃棄物処理業等の従業員鑑札証の提示等）

第18条 一般廃棄物処理業者等は、従業員をその業務に従事させるときは、常に当該従業員鑑札証を携帯させ、関係職員又は関係者から請求のあつたときは、これを提示させなければならない。

2 一般廃棄物処理業者等は、従業員に異動のあつた場合は、直ちに当該従業員鑑札証の返納及び変更の届出をしなければならない。

（一般廃棄物処理業等の施設検査済証の掲示）

第19条 一般廃棄物処理業者等は、第11条第1項第3号に規定する施設検査済証をそれぞれ検査を

受けた施設に掲示しなければならない。

(一般廃棄物処理業等の廃止又は休止届)

第20条 一般廃棄物処理業等の許可を受けた者は、その事業を休止又は廃止するときは、その休止又は廃止の日から、一般廃棄物処理業にあつては10日以内に一般廃棄物処理業廃止及び休止届(別記様式第14号)を、浄化槽清掃業にあつては30日以内に浄化槽清掃業廃止及び休止届(別記様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業等の許可の取消し及び停止)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業者に対し、法第7条の3の規定による事業の一部若しくは全部の停止を、又は法第7条の4の規定による許可の取消しを命ずるときは、一般廃棄物業務停止命令許可取消書(別記様式第16号)により行うものとする。

2 市長は、浄化槽清掃業者に対し、浄化槽法第41条第2項の規定による事業の全部若しくは一部の停止又は許可の取り消しを命ずるときは、浄化槽業許可取消停止命令書(別記様式第17号)により行なうものとする。

(許可証の返納)

第22条 一般廃棄物処理業等の許可を受けた者は、次の各号に該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

- (1) その業務の許可を取り消されたとき。
- (2) その業務の全部又は一部を廃止したとき。
- (3) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (4) 許可証をき損し、又は汚損したとき。
- (5) 事業の内容、範囲の変更の許可を受けたとき。

(一般廃棄物処理業等の収集又は運搬作業計画の届出)

第23条 一般廃棄物処理業等の許可を受けた者は、市長の求めに応じ当該業務に関する計画について、一般廃棄物処理業にあつては一般廃棄物処理業作業計画書(別記様式第18号、第19号)により、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業作業計画書(別記様式第20号)により届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業等の実績報告)

第24条 一般廃棄物処理業等の許可を受けた者は、毎月ごとの業務実績報告について、一般廃棄物処理業にあつては一般廃棄物処理業実績報告書(別記様式第21号、第22号)により、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業実績報告書(別記様式第23号)により、翌月10日までに市長に報告し

なければならない。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第6条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前の串間市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、許可その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、許可その他の行為とみなす。

附 則 (平成12年3月7日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された許可証、許可の申請及び届出は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成13年3月29日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月28日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則別表によるごみ排出容器で、現に残存するものは、改正後の串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則別表によるごみ排出容器とみなす。

附 則 (平成17年4月27日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則別表によるごみ排出容器で、現に残存するものは、改正後の串間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則別表によるごみ排出容器とみなす。

附 則 (平成19年 3 月30日規則第26号)

(施行期日)

- この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に、改正前の別記様式第 1 号、別記様式第 3 号及び別記様式第10号で提出のあったものについては、なお従前の例による。
- この規則の施行の日前に、改正前の別記様式第 2 号及び別記様式第 4 号で提出のあったものは、改正後の別記様式第 2 号及び別記様式第 4 号で提出のあったものとみなす。
- この規則の施行の日前に、改正前の別記様式第 6 号で許可したものは、改正後の別記様式第 6 号で許可したものとみなす。

附 則 (平成25年11月19日規則第24号)

(施行期日)

- この規則は、平成25年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別表に規定する危険ごみ用のごみ排出容器は、この規則による改正後の別表に規定する不燃ごみ用のごみ排出容器とみなす。

附 則 (平成27年 9 月25日規則第34号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係) ごみ排出容器の規格

種類		寸法 (mm) 縦×横×厚さ	色	材質	表示
大袋	可燃ごみ用	800×650×0.035	完全透明	低密度ポリエチレン	赤文字
	不燃ごみ用	800×650×0.045	〃	〃	青文字
小袋	可燃ごみ用	700×550×0.035	〃	〃	赤文字

	不燃ごみ用	700×550×0.045	〃	〃	青文字
特小袋	可燃ごみ用	550×400×0.030	〃	〃	赤文字

※マチ付き及び手提げ方式とする。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第9条、第14条関係）

別記様式第3号（第9条、第14条関係）

別記様式第4号（第9条関係、一般廃棄物処理業）

別記様式第5号（第9条関係、浄化槽清掃業）

別記様式第6号（第11条関係）

別記様式第7号（第11条関係）

別記様式第8号（第11条関係）

別記様式第9号（第11条関係）

別記様式第10号（第15条関係）

別記様式第11号（第15条関係）

別記様式第12号（第16条関係）

別記様式第13号（第16条関係）

別記様式第14号（第20条関係）

別記様式第15号（第20条関係）

別記様式第16号（第21条関係）

別記様式第17号（第21条関係）

別記様式第18号（第23条関係） ごみ処理関係

別記様式第19号（第23条関係） し尿収集、運搬関係

別記様式第20号（第23条関係）

別記様式第21号（第24条関係） ごみ処理関係

別記様式第22号（第24条関係） し尿収集、運搬関係

別記様式第23号（第24条関係）